

■大学院 法学研究科 公法学専攻

教育研究上の目的
大学院学則第2条（目的） 本大学に設置する大学院(以下「本大学院」という。)は、課程の目的に応じ、学理及びその応用を教授・研究し、学術の深奥を究めて、人類社会の発展に貢献しうる人材を養成するとともに文化の進展に寄与することを目的とする。
大学院学則第6条の2（研究科及び専攻） 博士後期課程においては、法学の学理面での研究を指導し、研究者として自立的に研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる学識とを養成すること、さらにまた、現代社会や国際文化の発展に寄与する研究者の養成を図ることを目的とする。
学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
【博士後期課程】 法学研究科公法学専攻博士後期課程では、3年以上在学し、専門科目の研究演習8単位を履修・修得し、必要な研究指導を受けた学生に、博士論文の審査（審査委員会の予備審査と本審査）及び最終試験を行い、法学の学理面で自立的な研究活動を行うのに必要な高度の研究能力とその基礎となる学識を有すると判断された者に、学位を授与することとしています。
教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）
【博士後期課程】 法学研究科公法学専攻博士後期課程では、法学の学理を探究するために、自立的な研究活動を行うのに必要な高度の研究能力とその基礎となる学識を養成することを、教育研究上の目的としています。大学院の教育・研究は、授業と学位論文の作成指導（「研究指導」）によって行われます。授業では、最高法規の憲法を基礎にして、対内的に国家組織の構成とその機能を定める行政法、対外的に国家間の関係を規律する国際法、犯罪と刑罰の法定化を通して法益保護と社会秩序の維持を図る刑法と刑事訴訟法へ展開される科目群が、主として国家と個人の垂直的な法関係を取り扱っており、法の一般構造と理念・目的を探究する法哲学、政治権力の構造と機能を欧米国家の歴史の中で探究する欧米政治論がそれらを補充して、重層的で体系性をもつ授業科目の編成をとっています。研究指導では、学生が志望する研究テーマを基軸にして、それに該当する一授業科目（「専修科目」）を選定して、この専修科目を担当する教授を指導教授とすることになっています。学生は、指導教授による専修科目の研究指導及び授業科目の選択等研究一般に関する指導を受けなければなりません。博士後期課程での教育研究の終局目標は、学位論文の完成を通しての自立的な研究者の養成ですから、授業科目はすべて研究演習の形式をとっています。
入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
【博士後期課程】 法学研究科公法学専攻博士後期課程では、愛知大学大学院学則第6条の2に定められた教育研究上の目的に照らし、以下のような学生を受け入れ、養成していくことを目指しています。 (1) 法学の学理の追求を目指す持続的な志をもつ者。 (2) 自立した研究活動を担いうる論理的・体系的思考力と価値判断能力をもつ者。 (3) 公法学についての深い専門的な知識・思考力と社会的現実への応用的能力をもつ者。 (4) 現実の社会の変化から法的問題を嗅ぎ取る感受力と問題解決能力をもつ者。 (5) グローバルな視点から法的・政治的問題を把握し、解決できる能力をもつ者。 (6) 一般入試では、修士論文審査の他に外国語（1言語）の筆記試験によって、自立した研究活動を担いうる基礎的研究能力を判定します。2013 年度入試から、法務博士の学位を有する者を対象にした法科大学院修了者特別入試（リサーチペーパー試験）が新たに導入され、リサーチペーパー試験（修士論文相当）で判定します。